

## 第4章

被用者年金一元化に伴う  
経過措置

1. 厚生年金保険に関する経過措置
2. 国家公務員共済組合の長期給付関係の経過措置
3. 国家公務員共済組合員に係る追加費用削減と配慮措置
4. 地方公務員共済組合の長期給付関係の経過措置
5. 地方公務員共済組合員に係る追加費用削減と配慮措置
6. 私立学校教職員共済の長期給付関係の経過措置
7. 費用負担（保険料）関係の経過措置

## 1 厚生年金保険に関する経過措置

1. 昭和20年10月2日以後生まれの人で、平成27年10月1日の前日に国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員または私立学校教職員共済制度の加入者のいずれかであった人で、平成27年10月1日に国、地方公共団体等に使用される人のうち適用事業所に使用されている人は、平成27年10月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得します。
2. 平成27年10月1日前の旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間または旧私立学校教職員共済加入者期間のうち、脱退一時金の計算の基礎となった期間は第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間または第4号厚生年金被保険者期間とみなされません。
3. 改正後の厚生年金保険法および国民年金法による端数処理の規定は、平成27年10月1日以後に支給事由が生じた保険給付等について適用し、平成27年10月1日前に支給事由が生じた保険給付等については、改正前の端数処理の規定によるものとされます。
4. 平成27年10月1日の前日に改正前の共済各法による年金給付等の受給権を有していた人に支給される老齢厚生年金の額は、それらの年金額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間および旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎とされません。
5. 平成27年10月1日前に支給事由が生じた老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者等である日が属する月（平成27年10月以後の月に限る）において、60歳台後半の人に適用される在職老齢年金による支給調整額（支給停止額）が、総報酬月額相当額と基本月額との合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、その合計額の10分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止されます。
6. 平成27年10月1日前に支給事由の生じた特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者等である日が属する月（平成27年10月以後の月に限る）において、60歳台前半の人に適用される在職老齢年金による支給調整額（支給停止額）が、総報酬月額相当額と基本月額との合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、その合計額の10分の1に相当する額（その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から35万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の

年金の額の特例、追加費用対象期間を有する人で控除期間等の期間を有する人に係る改正法附則第41条の規定による障害共済年金の額の特例については、政令で定められています。(国共済経過措置令第128条、第129条)

→地共済については改正法附則第73条を参照。

●追加費用対象期間を有する人の遺族に対する遺族共済年金の額の特例  
(改正法附則第48条)

追加費用対象期間を有する人の特例等による遺族共済年金の額(老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給される場合にはこれらの年金額を加えた額)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、控除前遺族共済年金額(追加費用対象期間を有する人の特例等の規定により算定した額)から、この控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数(遺族厚生年金の短期要件に該当して支給されることとなる遺族共済年金にあつてはその月数が300未満であるときは300月)で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(遺族共済年金控除額)を控除した額となります。

上記の遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の100分の10に相当する額を超えるときは、控除前遺族共済年金額の100分の10に相当する額が遺族共済年金控除額となります。

また、控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額が遺族共済年金の額となります。

老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給される場合には、控除調整下限額は、控除調整下限額から老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金の額を控除した額となります。

追加費用対象期間を有する人の特例等による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金(65歳に達しているもの)等を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、遺族共済年金の額と老齢厚生年金等の額の総額を基礎として、政令で定めるところにより算定した額となります。(国共済経過措置令第130条～第137条)

→地共済については改正法附則第74条を参照。

## 4

地方公務員共済組合の  
長期給付関係の経過措置

1. 昭和20年10月1日以前に生まれた人で、平成27年10月1日に地方公務員共済組合の組合員である人は、改正前地共済法の長期給付の規定を適用する場合には、平成27年10月1日の前日に退職したものとみなされます。
2. いわゆる遺族年金の転給のしくみがなくなるため、平成27年10月1日の前日に遺族である配偶者、子、父母または孫が遺族共済年金等の支給を受けている場合、その人が配偶者または子であるときは父母、孫および祖父母は、またその人が父母であるときは孫および祖父母は、さらにその人が孫であるときは祖父母は、それぞれ平成27年10月1日に遺族共済年金等の支給を受けることができる遺族ではなくなります。
3. 平成27年10月1日の前日に地方公務員共済組合の組合員であった人(同日に退職または死亡した人を除く)で、同日に退職したなら障害一時金を受ける権利を有することとなる人は、同日に退職したものとみなして障害一時金が支給されます。
4. 特別支給の退職共済年金の支給開始年齢の特例により、組合員期間が20年以上あって退職日が昭和61年4月1日から平成7年6月30日までの間にあるか、または生年月日が昭和11年7月1日以前にある人が、自己都合によらないで退職した場合、退職日または生年月日に応じて56歳から59歳に達したときに特別支給の退職共済年金の受給権が発生します。このような特例に該当する人に対して特別支給の老齢厚生年金を支給する場合については、退職日または生年月日に応じて、それぞれ56歳から59歳に達すれば特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。  
同様の特例は、警察官等の組合員期間が20年以上あって自己都合によらずに退職した場合についても適用されます。
5. 組合員期間が25年以上あり、しかも組合員期間が20年以上ある人のうち退職日が昭和61年4月1日から平成7年6月30日までの間にあるか、または生年月日が昭和11年7月1日以前にある人が、自己都合によらずに退職した場合、退職日または生年月日に応じて46歳から49歳に達した後、56歳から59歳に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を地方公務員等共済組合に申し出たときは、その人に老齢厚生年金が支給されます。  
同様の特例は、警察官または皇宮護衛官である組合員であった人で組合員期間等が25年以上あり、しかも警察官または皇宮護衛官としての組合員期間が20年以上ある人が自己都合によらずに退職した場合、および消防吏員または常勤の消防団員である組合員であった人で組合員期間等が25年以上あり、しかも消防吏員または常勤の消

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令(平成27年政令第342号)による改正後の厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)(抄)

(法第2条の5第2項の政令で定める事務及び実施機関)

**第1条** 厚生年金保険法（以下「法」という。）第2条の5第1項第2号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第2号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

- 次に掲げる規定　国家公務員共済組合
  - 法第21条から第24条まで、第24条の4、第81条の2及び第81条の2の2並びに法附則第4条の3
  - 法第26条（第2号厚生年金被保険者（法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に適用される場合に限る。）
  - 法第78条の2、第78条の6及び第78条の8（第2号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）
  - 法第78条の4及び第78条の5（第2号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）
  - 法第78条の14及び第78条の16（第2号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第3号に該当していたものに適用される場合に限る。）
- 法第28条、第81条、第100条の2及び第100条の3の2　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
- 次に掲げる規定　国家公務員共済組合連合会
  - 法第26条（第2号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。）
  - 法第78条の2、第78条の6及び第78条の8（第2号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
  - 法第78条の4及び第78条の5（第2号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
  - 法第78条の14及び第78条の16（第2号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に該当していたものに適用される場合を除く。）
  - 第1号イ及び前号に掲げる規定並びに法第26条、第78条の2、第78条の4から第78条の6まで、第78条の8、第78条の14及び第78条の16以外の法の規定

**2** 法第2条の5第1項第3号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第3号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

- 次に掲げる規定　地方公務員共済組合
  - 法第21条から第24条まで、第24条の4、第26条、第81条の2及び第81条の2の2並びに法附則第4条の3及び第7条の2
  - 法第78条の2及び第78条の6から第78条の8まで（構成組合（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第27条第2項に規定する構成組合をいう。以下同じ。）の組合員たる第3号厚生年金被保険者（法第2条の5第1項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）
  - 法第78条の4及び第78条の5（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）
  - 法第78条の14から第78条の16まで（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に該当していたものに適用される場合に限る。）
- 次に掲げる規定　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）
  - 法第78条の2及び第78条の6から第78条の8まで（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
  - 法第78条の4及び第78条の5（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
  - 法第78条の14から第78条の16まで（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に該当していたものに適用される場合を除く。）
  - 前号イ及び次号から第7号までに掲げる規定並びに法第78条の2、第78条の4から第78条の8まで及び第78条の14から第78条の16まで以外の法の規定

**3** 法第28条、第81条、第95条及び第96条　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職

員共済組合連合会）

- 法第79条の2及び第79条の3　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会
  - 法第79条及び第80条　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第3号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会
  - 法第100条の2及び第100条の3の2　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
  - 法第100条の3　地方公務員共済組合連合会
- (報酬月額の算定に関する特例)

**第1条の2**　第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者の資格を取得した者がある場合において、その者の報酬が月によつて定められるときは、法第22条第1項第1号の規定にかかわらず、当該第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者が月の初日に当該資格を取得したとしたならば同月において受けるべき報酬の額を、同号に定める額とする。

(法第46条第1項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額)

**第3条の6**　法第46条第1項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は70歳以上の使用される者である日が属する月（次項において「被保険者等である日が属する月」という。）における次に掲げる額の合計額を、法第20条第1項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額とする。

- 被保険者又は法第27条に規定する70歳以上の使用される者（以下「70歳以上の使用される者」という。）である日のうち最も遅い日における、被保険者の標準報酬月額又は70歳以上の使用される者の法第46条第2項において準用する法第20条第1項に規定する標準報酬月額に相当する額
- 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和22年法律第80号）第1条の規定により受ける歳費月額をいう。）を、法第20条第1項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第1項に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、法第20条第1項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

**2** 法第46条第1項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、当該被保険者等である日が属する月以前の1年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第24条の4第1項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額の総額とする。

- 70歳以上の使用される者又は70歳以上の使用される者であつた者の法第46条第2項において準用する法第24条の4第1項に規定する標準賞与額に相当する額
- 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第11条の2から第11条の4までの規定により受ける期末手当をいう。）の額を、法第24条の4第1項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額
- 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第203条第3項に規定する期末手当の額を、法第24条の4第1項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

(障害厚生年金等に関する事務の特例)

**第3条の10の2**　障害厚生年金及び障害手当金の受給権者がその障害に係る障害認定日の属する月までに当該障害に係る初診日における被保険者の種別（法第15条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該障害厚生年金及び障害手当金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第2条の5第1項各号に定める者が行う。

- 当該障害に係る初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。）　変更後の被保険者の種別（2回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保険者の種別）
- 当該障害に係る初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者としての国民年金の被保険者期間（第3条の12第2号において「第2号被保険者期間」という。）を除く。）である場合　当該受給権者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別

(遺族厚生年金に関する事務の特例)

**第3条の12**　遺族厚生年金（法第58条第1項第2号又は第3号に該当することにより支給されるものに限る。）に係る死亡した被保険者又は被保険者であつた者が死亡日の属する月までに同項第2号に規定する初診日又は同項第3号に規定する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有